

=資料=

小澤三郎編U.G.マーフィー(モルフィ)関連自由廃業運動史史料(2)  
——娼妓・大熊きんの前借金をめぐる貸金請求事件——

Historical Sources of the Free Cessation (Jiyu Haigyo) Movement Created  
by Ulysses Grant Murphy Which Were Owned and Edited by Saburo Ozawa  
(2): Kin Okuma's Case

林 葉 子  
HAYASHI, Yoko

本稿は、同志社大学人文科学研究所の小澤三郎旧蔵史料に含まれている自由廃業運動史史料を紹介する連載の第二回目である。今回は、一連の自由廃業訴訟の中でも最も重要な位置を占める娼妓の前借金をめぐる貸金請求事件についての史料の内容を紹介し、当該事件の社会的背景と意義について解説する。娼妓・大熊きんとその自由廃業を支援する者たちが、彼女の廃業後の前借金返済を請求する楼主に対して、前借金制度は人身売買でありその返還請求が不法であることをどのように示そうとしたのかを明らかにする。

This article is the second installment of a series which introduce primary sources on the history of the free cessation (Jiyu Haigyo) movement in Saburo Ozawa's Collection in the Institute for Humanities and Social Sciences, Doshisha University. In this article, I introduce historical materials of Kin Okuma's court cases, which were the most important trials on the duty of settlement of debts of licensed prostitutes, and I explain about social background and significance of these trials. I make it clear how Okuma and her supporters tried to present the system of licensed prostitution was virtual slavery which was maintained by unjust exploitation by brothel owners.

## I 『自由廃業関係小沢資料』にみる娼妓・大熊きんの自由廃業関連貸金請求事件の概要

### II 大熊きん関係史料の翻刻と図版

注

## I 『自由廃業関係小沢資料』にみる娼妓・大熊きんの自由廃業関連貸金請求事件の概要

本稿は、同志社大学人文科学研究所の小澤三郎旧蔵史料に含まれている自由廃業運動史史料を紹介する連載の第2回目である。本稿で紹介する娼妓・大熊きんの前借金をめぐる貸金請求事件についての史料は、その『自由廃業関係小沢資料』（以下、『小沢資料』と略記）の中で、最も重要なものとして位置づけられている。<sup>(1)</sup>

1900年10月2日に発布された娼妓取締規則（内務省令第44号）によって、娼妓の廃業の権利が認められた。それは、1899年10月21日に娼妓・佐野ふでが「娼妓廃業認諾の訴訟」を起こして以降、廃業を望む娼妓らと、数々の自由廃業訴訟を支援してきた宣教師ユリシーズ・グラント・マーフィーらの望みが実現した形であった。<sup>(2)</sup>しかし、自由廃業訴訟の支援者たちは、娼妓らの廃業の法的権利を勝ち取るだけでなく、彼女らに不当に背負わされた多額の前借金の問題を併せて解決しなければならないことに、やがて気付かされることになった。たとえ娼妓をやめる権利が認められても、多額の借金を背負ったままでは再び経済的に困窮することが予見され、実際に自由廃業の後に経済的な理由から遊廓に戻ってくる元娼妓がいたからである。

そのため、大熊きんが娼妓稼をしていた名古屋の旭廓・若葉屋の楼主が、大熊の自由廃業にあたって彼女に前借金の返還を請求する訴訟を起こした際、マーフィーと意見を共にする弁護士・岩崎義憲が、大熊きんとその両親らの訴

訟代理人となって、娼妓と楼主の間で交わされた前借金の契約は「人身売買」であり「善良ノ風俗」に反する違法な取引であるため娼妓らに前借金を返済する義務はないと法廷で主張することになった。

本稿で紹介するその大熊さんの事件は、マーフィーが関与した自由廃業訴訟の最終決戦ともいべき重要な法廷闘争であった。そして結論から言うならば、この闘争は、大熊さんとマーフィーらの敗北に終わった。その結果、大熊さんだけでなく娼妓は皆、廃業しても前借金の返済から逃れられないことが確定したのである。

大熊さんの事件については、『大審院民事判決録』<sup>(3)</sup>に判決が記録されているほか、沖野岩三郎『娼妓解放哀話』（中央公論社、1930年）でも「モルフィ氏の最後の争い」として言及されている<sup>(4)</sup>。しかし、それらの記録は部分的なものであり、大熊さんがどのような経緯によって貸金請求事件を闘うことになったのか、これまでほとんど知られていなかった。本稿は、マーフィーが自ら保管していた自由廃業訴訟の一次史料である『小沢資料』を整理し、翻刻して示すことによって、自由廃業運動の中でも決定的な重要性を持つ大熊さんの事件の概要を紹介するものである。当該事件の前後の時期の名古屋の地方新聞である『新愛知』の記事も併せて紹介したい。

この調査によって判明した大熊さんの事件の経緯を時系列順に示せば【表1】のようになる。『小沢資料』の中の大熊さん関連史料は、主に裁判関係の史料であるが、そのうちの10の文書を本稿のⅡで翻刻した。これまで、大熊さんの事件については、大審院判決とその前後の経緯が断片的に知られていただけであったが、『小沢資料』により、第1審や第2審の内容も明らかになった。また『小沢資料』には、大熊さんとその両親が、この貸金請求事件の法廷闘争の開始にあたって、途中で楼主との示談に応じたり願い下げをしたりしないことを支援者に誓約した文書が含まれており、大熊さんとその両親が、自らの堅い意志によってこの法廷闘争に取り組んだことが確認できた（文書3）。

【表1】大熊さんの自由廃業関連貸金請求事件

年月日	出来事	文書番号
1898 (明治31) 年 6月10日	大熊卯三郎が、貧困ゆえに、娘の大熊さんを240円の前借金と引き換えに東京深川洲崎弁天町席貸業梶田菊五郎方での出稼娼妓にした。	文書5
1899 (明治32) 年 2月17日	大熊さんとその両親(大熊卯三郎、大熊きやう)及び加藤某の4名が、名古屋市の旭廓城代町若葉屋の渡邊ませから285円50銭を借り、きんは若葉屋の娼妓(「愛染」)になった。その転稼にあたっての梶田菊五郎との金銭の授受は、梶田と渡邊ませの間で行った。	文書1-1、1-2
1900 (明治33) 年 9月下旬	大熊さんは自由廃業を願い、東海日日新聞社へ自由廃業の支援を依頼する手紙を送った <sup>(5)</sup> 。	
10月2日	娼妓取締規則(内務省令第44号)発布。	
10月24日	大熊さんは、東海日日新聞社からの返信がないため、午前6時30分頃に若葉屋を抜け出して同新聞社へ行き、廃業手続の依頼の諾否を尋ねたところ、門前町分署へ自ら廃業届を出すよう助言された。そのため彼女は同署へ行って娼妓廃業を届け出た。しかし、門前町分署の署長はきんの父親の卯三郎を召喚して二人に説諭し、きんを若葉屋へ帰らせた <sup>(6)</sup> 。	
10月?日	大熊さんが娼妓を廃業した。	文書1
11月10日	若葉屋の渡邊ませが、大熊さんとその両親(大熊卯三郎、大熊きやう)及び加藤に対し、250円の弁済を求めて名古屋地方裁判所民事部に提訴した(貸金請求事件)。被告のうち加藤の負担額は62円50銭だった。	文書1
12月10日	大熊さん、大熊卯三郎、大熊きやうの3名が名古屋地方裁判所民事部に妨害抗弁を行った(訴訟代理人弁護士・岩崎義憲)。	文書2
12月12日	宣教師U. G. マーフィーが、弁護士・岩崎義憲に宛てて、大熊の事件への尽力を願う手紙を送った <sup>(7)</sup> 。	
12月15日	大熊卯三郎、大熊さん、大熊きやうが、日本矯風会幹事・山崎友吉、木庭利器三に宛て、本事件について示談や願い下げを行わないことを誓約する契約書を渡した。	文書3
12月21日	名古屋地方裁判所が、大熊側からの妨害抗弁を棄却する中間判決を出した。	文書4
1901 (明治34) 年 3月11日	大熊さん、大熊卯三郎、大熊きやうの3名が名古屋地方裁判所民事第2部にあてて答弁書を提出した(訴訟代理人弁護士・岩崎義憲)。	文書5
3月13日	名古屋地方裁判所民事第2部は、被告・大熊さんら3名に対して、187円50銭を原告・渡邊ませに支払うことを命じる判決を出した。	文書6
3月19日	名古屋地方裁判所における第1審の判決正本が送達された。	文書7
4月8日	大熊ら3名が控訴した(訴訟代理人弁護士・岩崎義憲)。	文書7

年月日	出来事	文書番号
6月13日	名古屋控訴院民事部において、大熊ら3名の控訴が棄却された。	文書8
6月29日	名古屋控訴院の判決正本が送達された。	文書9
8月2日	大熊ら3名が大審院民事部に上告した（訴訟代理人弁護士・岩崎義憲）。	文書9
1902（明治35）年 2月1日	渡邊ませ側が、大審院第1民事部にあてて答弁書を提出した。	文書10
2月4日	大審院第1民事部にて大熊さんらの上告審の口頭弁論が行われた。	
2月21日	大審院第1民事部は、大熊さんらの上告を棄却した。	『小沢資料』に謄本所収
2月25日	大熊さんの事件が東京婦人矯風会機関誌『婦人新報』で報じられた（第58号） <sup>(8)</sup> 。	
3月3日	名古屋市の旭廓の関係者が、大熊さんの貸金請求訴訟で楼主側が勝訴したことを祝って、「慰勞の宴」を前津香雪軒で開催した（来会者50余名、「美妓」を40名招いて宴会した） <sup>(9)</sup> 。	
11月4日	東京婦人矯風会総代の矢嶋楯子と潮田千勢子、廃娼会総代の大儀見元一郎と U. G. マーフィーが内務大臣・内海忠勝に宛てて、楼主と娼妓の間の前借金契約を禁止することを求める「建白書」を出した <sup>(10)</sup> 。	『小沢資料』に覚書所収

大熊さん側の主張は、1審以降、一貫している。大熊への貸金は、「普通ノ貸借」ではなく「人身売買」であって、楼主がそのような契約をしたのは、「貸金」を理由に大熊の「身体自由ヲ束縛」して「永遠無限」に大熊を娼妓として働かせようという意図によるものであったと主張している。それは「奴隷」契約であり、「牛馬物品」の売買と同じであり、この場合の「貸金」とは「人身売買ノ代価」を「仮装」したものであるから、そのような取引は「人権」問題であって、「人身売買ノ代価」の返済を求めるのは「不法ノ裁判」であり、法律上無効だという主張である。その論理は、芸娼妓解放令、娼妓取締規則（内務省令第44号）、大審院判決（明治32年（オ）第77号事件）、及び民法90条に基づくものであった。

それに対して、名古屋地方裁判所民事第2部、名古屋控訴院、大審院は一樣

に、大熊側の主張を否定した。その判決では、「人身売買」だという大熊側の主張には「証跡」がなく、大熊さんは何ら拘束を受けた事実はなく、貸金契約は有効であるから、大熊はその借金を返さなければならないというものであった。大審院判決においては、娼妓稼業は「正経ノ職業」ではないものの「法律上他ノ職業ニ従事スルモノト同視セサルヲ得ス」、つまり、娼妓稼業は正業ではないが法律上は他の職業と同じであり、その稼ぎを以て前借金を返すのは、「公ノ秩序」を害するものでも「善良ノ風俗」に反するものでもない結論づけた。娼妓として働くことは他の職業の人々が働くのと同じなので借金も普通一般の貸借契約と同じように返すべきだというのが、大審院判決の論理であった。<sup>(11)</sup>これは、楼主側の主張、すなわち公娼制度は国家が「公認」したものであるから「公ノ秩序」や「善良ノ風俗」に反するはずがなく借金は借金として普通に返すべきだという主張（文書10）を支持したものである。

この争いにおいては、娼妓の仕事は他の職業と同じか、あるいは「人身売買」かという点が重要な焦点であったが、大審院判決では、大熊側の「人身売買」だとの主張を「自己の解釈を根拠として論難」しただけだと一蹴し、「公ノ秩序」や「善良ノ風俗」をめぐる大熊側の主張に対しては「判示スルノ必要ナシ」と取り合わずに、大審院の見解を出すこと自体を拒否して、大熊側に、前借金の返済を命じたのである。<sup>(12)</sup>

しかし、そのように大審院が、あたかも何の根拠もない妄言であるかのように扱った大熊側の「人身売買」についての訴えが、実際には、確たる根拠のある正当な主張であったことを、以下、楼主側の提出した「証拠物」（文書1－2）の概要を紹介することによって示したい。

特に重要なのは、甲第2号証の「計算通帳」の内容である。その大熊さんの前借金に関する「計算通帳」には、1899年2月から1900年7月までの約1年半の間の毎月の「稼ぎ」「賦金」「稼人益」「負債高利子」「追借」「残元金高」が記されている（【表2】、金銭の単位は銭、▲はマイナスを示す。1900年1月の

「残元金高」は娼家の計算間違いにより誤った額になっているが、その「計算通帳」の記載通りに記した）。

【表2】大熊さんの娼妓稼の計算通帳に示された稼ぎと前借金

年月	稼ぎ	賦金	稼人益	負債高利子	追借	月々の利益の総額	残元金高
1899年2月	460	150	124	356.9	464	▲696.9	29246.5
1899年3月	1590	300	516	365.6	271.2	▲120.8	29367.7
1899年4月	1220	300	368	367.1	223.5	▲222.6	29590.3
1899年5月	0	0	0	369.9	41	▲410.9	30001.2
1899年6月	0	0	0	375	697	▲1072	31073.2
1899年7月	550	0	220	388.4	295.2	▲463.6	31536.8
1899年8月	1350	300	420	354.2	117.3	▲91.5	31628.3
1899年9月	1870	300	628	395.4	169.2	63.4	31564.9
1899年10月	1780	300	592	394.6	238.3	▲40.9	31605.8
1899年11月	1310	300	404	395.1	297.5	▲288.6	31894.4
1899年12月	1710	300	564	398.7	280	▲114.7	32009.1
1900年1月	1280	300	392	400.1	307.9	▲316	32125.1
1900年2月	1750	300	580	401.6	389.6	▲211.2	32336.3
1900年3月	470	150	128	404.2	108	▲384.2	32720.5
1900年4月	1530	250	512	409	497.7	▲394.7	33115.2
1900年5月	2290	250	816	413.9	130	▲272.1	32843.1
1900年6月	970	125	338	410.5	580	▲652.5	33495.6
1900年7月	1930	250	672	418.7	484.5	▲231.2	33726.8

上記の表のそれぞれの項目の関係については、以下の式のように示すことができる。

$$\begin{array}{ccc}
 \text{稼人益} & & \text{月々の負債} \\
 \boxed{(\text{稼ぎ} - \text{賦金}) \times 0.4} & - & \boxed{(\text{負債高利子} + \text{追借})} = \text{月々の利益の総額}
 \end{array}$$

「稼人益」よりも月々の負債（「負債高利子」 + 「追借」）の額が大きければ、

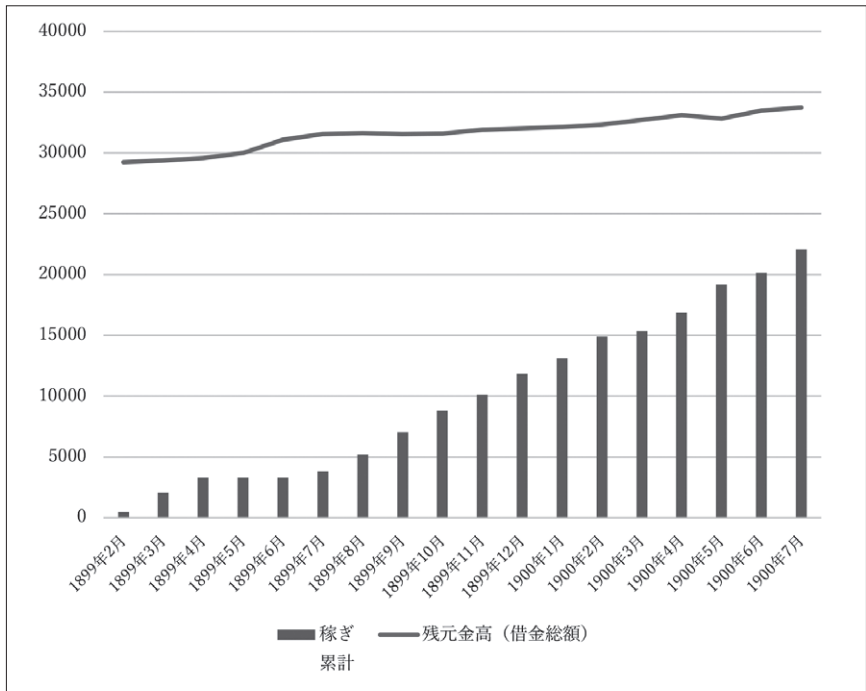
月々の利益の総額はマイナスとなり、借金（「残元金高」）が増えていく仕組みである。

このように遊廓では、娼妓の「稼ぎ」はそのまま娼妓の手に渡ることはなく、その「稼ぎ」から、まずは税金である「賦金」が差し引かれた。さらにそこから娼家が何割かを受け取るのであるが、大熊がいた娼家・若葉屋では、6割を娼家が受け取り、娼妓自身は残りの4割だけしか「稼人益」として受け取ることができなかった。さらに娼妓はその「稼人益」の中から「負債高利子」と「追借」を娼家に渡さなければならないルールになっていた。「追借」というのは、娼家に滞在する中で必要となった費用を追加の借金としたものである。たとえば娼妓たちは、客に気に入られるためには着飾らねばならず、衣装や化粧品を買う必要があったが、遊廓の外には出られないため、遊廓に出入りする特定の業者から割高な買い物させられることになった。また、娼妓稼業では数多くの客と身体を接触させるため、性感染症だけでなく結核などの感染リスクも高く、医療費が嵩んだが、それも自分で支払わなければならなかった。病に罹って稼ぎがなくなっても、月々の負債が免除されることはなく、借金は容赦なしが増えていった。娼妓たちは、そのように娼妓であるがゆえの様々な負担を、すべて自己責任の「追借」として背負わされていたのである。

【表2】として示した「計算通帳」のデータは、大熊側の主張、すなわち、大熊への楼主の「貸金」は彼女を「無限」に娼妓として働かせるための「人身売買の代価」だったという彼女の主張の正当性を裏付けるものである。大熊の月々の利益の総額は、1899年9月以外、全てマイナスで、借金が増え続けていたが、それは大熊が稼がなかったからではなく、高額な賦金と娼家による搾取のためである。もともと大熊が洲崎遊廓で最初に借りた前借金は240円で、名古屋・旭廓の若葉屋に移った時点で借金が285円50銭に増えていたが、大熊の稼ぎは、若葉屋に移ってからだけでも累計金額が220円を超えていた。しかし、それほど稼いでいるにもかかわらず彼女の借金は全く減らないばかりか、逆



に増え続け、最初に娼妓になってから2年以上も働き続けた後で、彼女の借金総額は337円以上、つまり最初の前借金の額の約1.4倍に膨らんでいたのである。大熊の稼ぎの累計と増え続ける残元金高を示したグラフが【図1】であるが、どれほど娼妓として稼いでも、借金が増えていく仕組みになっていたことが明らかである。楼主は、貧困層の人々の知識不足につけこみ、娼妓になれば借金返済が可能であるかのように騙して搾取的な契約をした上で、その貸金契約を理由に長期にわたって若い女性たちを拘束し、客との性行為を楼主の利益のために強制し続けたのであり、それはまさに、大熊側の主張どおり「不法」なことだったといえる。



【図1】大熊さんの稼ぎの累計額と前借金の残元金高（単位：銭）

大熊さんの大審院における敗訴の影響は、全国の娼妓の前借金問題だけにと

どまらなかった。それは、遊廓における娼妓らへの待遇そのものを再び悪化させ、娼妓虐待事件を増やしたのである。大審院判決で娼妓の前借金返済が義務とされたことにより、娼妓が自由廃業をするためのハードルが上がり、遊廓の外への出口が狭まったことによって、遊廓内での娼妓たちの立場は弱くなった。大熊の敗訴により娼妓の自由廃業が困難になったと知るやいなや、娼妓を虐待し始めた楼主もいたという。大熊の敗訴を報じた新聞は、次のように報じている。

一時廓内に大恐慌<sup>あた</sup>を興へたる自由廃業熱も昨今は頓<sup>とん</sup>と其跡絶えたる大原因は彼の<sup>(ママ)</sup>花園町若葉屋の自<sup>じ</sup>廢<sup>はい</sup>妓<sup>こと</sup>愛染事大熊きんの大審院上告事件が全く席主の勝訴となりたるより楼主連の意気漸く高まり陰に陽に娼妓の頭を押へ居たるが該事件の落着を見て自廢せんと内心<sup>ひそ</sup>窃かに企画し居りし娼妓們は茲に心気一転し断念したる者少からず<sup>これにはんして</sup>反之楼主連は一時自廢を恐れて娼妓の待遇を改めし廓風も昨今再び虐待を始めたる者もありとか<sup>(13)</sup>

自由廃業訴訟は、1899年に始まった時点では、娼妓稼が「稼業」ならば「廃業」するのも自由であるはずだとの論理、すなわち、娼妓稼業を他の職業と同じ「稼業」だと見なすことによって、娼妓の解放を目指すものであった。しかし、大熊きんの前借金をめぐる貸金請求事件は、そのような解放戦略の限界を示す事件であったといえる。大熊きんの事件以前の自由廃業運動の主張、すなわち、公娼の売春が他の職業と同様の「稼業」であるからやめるのも「自由」だという訴えによって得られた「自由廃業」の権利とは、遊廓の搾取的な仕組みの下では、結局、多額の借金を背負って出ていく「自由」でしかなく、そのような過酷な現実の前で実際に娼妓稼業をやめることができたのは、ごく一部の娼妓に限られていたのである。大熊きんの事件は大熊側の敗訴に終わったものの、前借金契約の不当性に焦点を当て、娼妓稼業が実質的には人身売買であ

ることを公の場で具体的に示した点において画期的であった。そして、この事件の後の廃娼運動は、人身売買禁止という観点からの公娼制度廃止運動にいつそう力を注ぐことになったのである。

## II 大熊きん関係史料の翻刻と図版

**文書 1-1** (松本宗太郎弁護士作成)

訴状

原告人 愛知県名古屋市城代町三十六番戸 平民席貸業

渡辺 ませ

右訴訟代理人 名古屋地方裁判所々属弁護士

松本宗太郎

被告人 全県名古屋市日ノ出町〇〇番戸<sup>(14)</sup> 平民無職業

大熊 きん

全 全県全市全町全番戸 平民武力職

大熊卯三郎

全 全県全市全町全番戸 平民無職業

大熊きやう

全 全県全市下日金町〇〇番戸 平民友仙染業

加藤 〇〇

貸金請求事件

訴訟目的物

一 金二百五十円也 請求金高

一定ノ申立

被告四名シテ金二百五十円ヲ原告ヘ弁済スベシトノ判決アリタシ

事実

原告ハ被告四名ノ依頼ニ依リ明治三十二年二月十七日金二百八十五円五十銭ヲ貸与セリ而シテ返済ノ方法ハ大熊きんガ娼妓営業ノ利益金ニテ返金スル約ニテアリシ処大熊きんハ本年十月娼妓廃業セシニ付計算スレバ三百三十円余ノ貸金トナリ候而シテ廃業ノ節ハ連借ノ者一同ヨリ返金スル約ナルニ付茲ニ本訴ヲ為ス次第トス

一 証拠物写シハ口頭弁論ノ際可提出候也

右

明治三十三年十一月十日 松本 宗太郎 (松本弁護士事務専用) 印

名古屋地方裁判所 民事部御中

**文書 1-2** (松本宗太郎弁護士作成)

証拠物写

甲第一号

印 印

借用金証券

一 金貳百八拾五円五十銭 但利子元金壹円ニ付壹ヶ月金壹銭二厘五毛宛ノ約稼人現在所有品及将来新調品共抵当トシテ貴殿へ相渡シ置入用ノ時々借用致シ候事

前書金員連帯ニテ正ニ借用候処確實也則チ返済方法之義ハ別紙契約証ニ基キ履行可仕候借主ノ内稼人廃業又ハ稼換及ヒ他借其他ノ原因ニ拠リ貴殿ニ損害アリト御認メ請求アルトキハ其日ヲ以テ返期トシ速ニ元利返金可仕処若シ返金不行届ノ節ハ前書抵当品ヲ売却シ該金ヲ以テ償却ニ充テ尚ホ不足アルトキハ連借人一同ヨリ元利金皆済可仕候為後日借用金証書依テ如件

明治三十二年二月十七日 借主 稼人 大熊 きん 印

大熊卯三郎 印

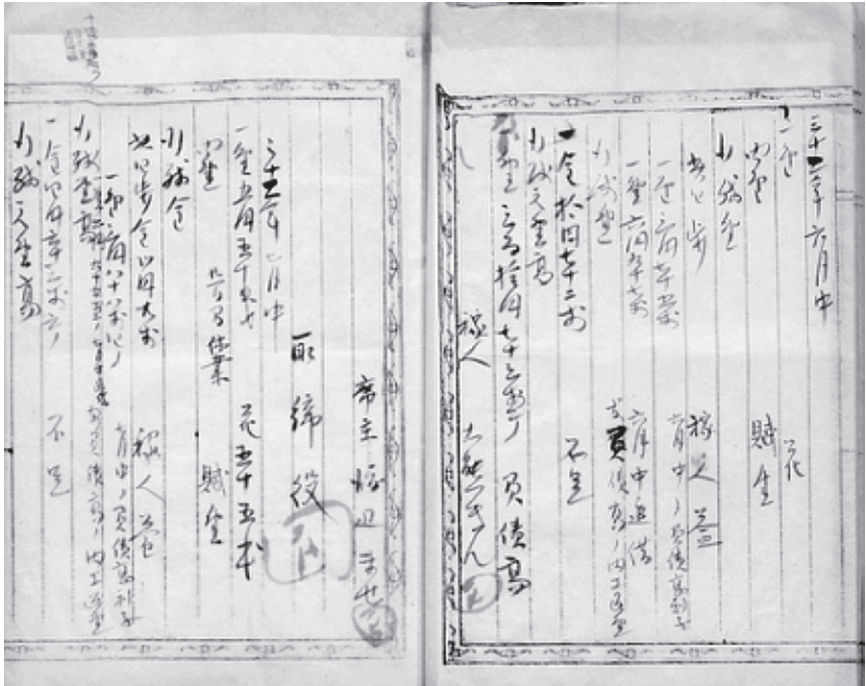
大熊きやう 印

下日金町〇〇番戸 加藤 〇〇 印

渡辺 ませ様

甲第二号（娼妓・大熊さん「計算通帳」明治32年2月～明治33年7月、記載された金額は本稿Iの【表2】のとおり）

【図2】大熊さんの「計算通帳」の写し（松本弁護士作成）の一部（同志社大学人文科学研究所蔵）



甲第三号

交換契約証

- 一 <sup>〔ママ〕</sup> 錢 方ニ在テ娼妓稼業致シ其所得ヲ以テ返金ノ目的ト可致候事
- 一 正業ニ復スル為メ借入金皆済致候上ハ席主ニ於テ廢業ニ故障致ス間敷候事
- 一 營業上ニ関する規則及規約等ハ勿論此契約ヲ堅ク遵守シ誠実ニ履行可致候事
- 一 席主廢業又ハ止ムナキ事情ニ依リ娼妓ヲ他ヘ寄寓換ヲ為サシメントスルトキ又ハ娼妓ノ都合ニ依リ稼換ヲ為サントスルトキハ双方示談承諾ヲ得ルニ至ラサレハ決行致ス間敷候事
- 一 娼妓稼中揚代金取引ノ義ハ一切席主ニ任セ置キ線香一炷金 <sup>〔ママ〕</sup> 錢ト相定メ其所得ハ毎月末双方立会ノ上計算可致候事
- 一 揚代金総額ノ内ニテ賦金ヲ扣除シ残金ノ <sup>〔ママ〕</sup> 歩ヲ席主ニ <sup>〔ママ〕</sup> 歩ヲ稼人ノ所得トス
  - 但稼人食費寄寓其他ノ雜費ハ席主ノ負担トス身体ニ関スル諸費ハ本人ノ負担トス
- 一 前項所得金高ノ内左ノ諸費ヲ引去リ其残金ハ借入金ノ返済ニ充ツルモノトス
  - 但遊客不払ノ分ハ双方ノ損失トス
  - 一 別部屋費壹ヶ月金
    - 但日割計算ノ事
  - 二 稼中時借シタル金員
  - 三 前借金ノ利子
  - 四 驅櫓院入院中ノ食費寢具料
- 一 前項ノ計算上ニ於ケル残金ハ元金ノ内ヘ返金スルハ勿論ナルモ萬一不足額ヲ生シタル其金額ハ翌月元金ニ加ヘ相当利子ヲ附スルモノトス
  - 但不足金額十円以上ニ滿ツルトキハ其都度親屬ニ通知スベシ
- 一 計算ヲ明カニスル為メ左ノ帳簿ヲ設クルモノトス
  - 一 第一号計算帳

本簿ハ二冊ヲ製シ収支ヲ明記シ規約第十七条ノ手續ヲ經乙簿ヲ稼人ニ渡シ置クモノトス

一 第二号金銭借用帳

本簿ハ席主ニ於テ稼人ノ時借ヲ明記シ精算ノ用ニ供スルモノトス

一 第三号稼高明細帳

本簿ハ甲乙二冊ヲ製シ甲ハ席主乙ハ稼人ニ於テ互ニ線香数ヲ記シ毎月末照合スルモノトス

一 逃亡其他稼人ノ過失ニ依リ生シタル費用ハ悉皆本人ノ負担トス

一 自分ノ携帯スル所有品ハ悉皆借入金ノ抵当ニ差入シ置候間恣ニ他へ持出シ又ハ質入売却等致間敷候事

但席貸主ハ抵当品目録ヲ製シ本人ニ渡シ置クモノトス

右之事項本人及連借ノ親戚席貸主間ニ結約候ニ付本人及席貸主ハ互ニ壺通ヲ所持シ後証ニ供スベキ者也

明治<sup>マ</sup>年<sup>マ</sup>月 日

稼人 大熊 きん 印

大熊卯三郎 印

大熊きやう 印

加藤 ○○ 印

前書契約之趣相認候也

取締役

右之通ニ候也

原告代理人

明治三十三年十二月十九日

松本宗太郎（松本弁護士事務専用）印

名古屋地方裁判所

民事部 御中

文書2

妨訴抗弁書

愛知県名古屋市城代町三十六番戸 平民 席貸業  
 原告 渡辺 ませ  
 名古屋地方裁判所々属弁護士  
 右訴訟代理人 松本宗太郎  
 全県全市日ノ出町〇〇番戸 無職業  
 被告 大熊 きん  
 全県全市全町全番戸 平民 武力職  
 全 大熊卯三郎  
 全県全市全町全番戸 平民 無職業  
 全 大熊きやう  
 安濃津地方裁判所々属弁護士  
 右三名訴訟代理人 岩崎 義憲

貸金請求事件ニ対スル妨訴抗辨

一定ノ申立

原告要求スル貸金請求ノ訴ハ棄却ストノ御判決相成度候

事実及理由

- 一 法律上訟求ヲ為スベキ訴権ハ宜シク法律ノ保證ヲ受クヘキ事柄ナラザルベカラズ苟クモ法律上禁止スル行為ヲ目的トシタル契約ハ其効ナキ而已ナラズ前訴権ナキヲ論ヲ待ザルナリ抑本件原告要求スル金額ハ尋常普通ノ貸借ニアラズシテ被告きんノ身体自由ヲ束縛シテ娼妓稼即醜業ヲ永遠無限ニ為サシムルノ目的ヲ以テ結ビタル契約ニ原因スルモノニシテ貸借名義ヲ冒セルモ其実人身売買ノ契約ニシテ貸借金其人身ノ代價ナリ明治五年十月二日太政官第二百九十五号布告及民法第九十條ニ適当スル所ノモノナリ
- 二 娼妓稼ハ一種ノ奴隷ニシテ借入金（人身ノ代價）ハ娼妓稼金ニテ弁済スト



ハ名義而已ニテ樓主ハ其収入金ハ占有シ娼妓ニハ種々ノ名義ヲ以テ贅費ヲ負ハセ之ヲ立替ヘタルトキハ高利ヲ加算スル而已ナラス不当ノ復利ヲ加ヘテ借金額ノ増加スル手段ヲ執リツ、アルモノニシテ多額ノ娼妓ノ稼収入アルニモ拘ラス年々歳々借金ノ名義額ノ増加スルヲ以テ觀ルモ其人身売買ニシテ普通貸借ニアラサルヲ証スルニ足ル

三 甲ヨリ乙丙ヨリ丁へ各樓主ノ自由勝手ニ娼妓本人ノ意思如何ニ関セス鞍替ヘト称シ轉賣シ即チ甲ノ債權ハ乙ヨリ支払ヒ乙ノ債權ハ丙ヨリ支払フ等樓主間相互ノ取引ニシテ其轉輾毎ニ新樓ニ対シ娼妓及其親又ハ親族連署ノ借用証文ヲ交附スルモ表面ノ形式ヲ仮装スルニ止リ其實際ハ各樓主間ノ人身売買ニシテ恰モ牛馬物品ト異ナラサルヲハ事實ノ真相ナリ

四 娼妓ト席貸業間ノ契約ハ有名無実ノモノニシテ其實ハ人身ヲ束縛シテ暴利ヲ貪ルノ目的ニ外ナラス如上ノ事實ナルカ故ニ娼妓ニシテ其醜業ヲ耻ザ良心ノ煥發ニヨリ其業ヲ廢セントスルトキハ席貸主ハ貸金ノ故ヲ以テ唯一無上ノ盾トシテ之ヲ拒ミ自由ヲ羈束シ居タルハ事實ナリ近頃自由廃業ニ関スル訴訟ニ対シ御廳及大審院ノ判例ニヨリ人身拘束ヲ目的トシタル契約無効タルヲノ公義確論ハ全國ノ輿論トナリ内務省令本年第四十四号ヲ以テ娼妓取締規則ノ發布アリ一種ノ奴隸タル娼妓ハ貴重ナル人權ノ自由ヲ多年枉屈セラレ居タル樓主ノ手ヨリ回復シタルモノナリ是レ聖世ノ賜ニシテ娼妓タル婦女ノ幸福ナリト云フベシ

五 以上ノ事實理由ニシテ原告請求スル貸金ハ醜業ヲ強要スルヲ目的トシタル人身売買ノ代価ニ相当スル法律上無効ノモノナルヲハ固ヨリ事件其モノニ於テ明ナルモノニシテ訴權ナキモノナリ因テ本件ノ答辨ニ先チ妨訴抗辨ノ判決アランヲ望ム所以ナリ

右被告三名訴訟代理人

岩崎 義憲

明治三十三年十二月十日

名古屋地方裁判所民事部御中

**文書3**

契約書

一 貸借金請求事件に付訴訟御依頼申上候に就ては本件に関する法律問題の決着するに至るまでは萬事一切御一任申上何様の事あるとも決して途中にては示談願下等致さゝる事

右後日のため堅く契約致置候也

明治三十三年十二月十五日

大熊卯三郎 印

大熊 きん 印

大熊きやう 印

日本矯風会幹事

山崎 友吉殿

木庭利器三殿

**文書4** (名古屋地方裁判所判決用紙、「名古屋地方裁判所民事部明治三十三年第四七一号」のスタンプあり)

中間判決書

愛知県名古屋市城代町三十六番戸 平民 席貸業

原告 渡辺 ませ

名古屋地方裁判所々属弁護士

右訴訟代理人 松本宗太郎

愛知県名古屋市日ノ出町〇〇番戸 平民 無職業

被告 大熊 きん

全県全市全町全番戸 平民 武力職

被告 大熊卯三郎

全県全市全町全番戸 平民 無職業

被告

大熊きやう

安濃津地方裁判所々属弁護士

右三名訴訟代理人

岩崎 義憲

右当事者間ノ貸金請求事件ニ関スル妨訴抗弁ニ付中間判決ヲナスヲ左ノ如シ

主文

被告ノ提出シタル妨訴抗弁ハ之ヲ棄却ス

事実

被告ハ本案ノ弁論ニ先タチテ妨訴ノ抗弁ヲ為スヘシト述ヘ原告ノ訴ヲ却下セラレタシト申立テ其陳述シタル要領ハ凡ソ法律上訟求ヲ為スヘキ訴權ヘ宜シク法律ノ保護ヲ受クヘキ事柄ナラサルヘカラス苟モ法律上禁止スル行為ヲ目的トシタル契約ハ其効ナキノミナラス又訴權ナキヲ論フ俟タズ原告カ本訴ニ於テ要求スル金額ハ被告きんノ身体自由ヲ束縛シテ娼妓稼即醜業ヲ永遠無限ニ為サシムル目的ヲ以テ締結シタル契約ニ原因シ貸借名義ヲ冒スト雖モ其実人身賣買ノ契約ニシテ其貸借金ハ即チ其代價ナリ而シテ人身賣買ハ法令ノ禁スル所ナレハ原被告間ノ契約ハ法律上無効ナルヲ明ニシテ從テ原告ハ訴權ヲ有セサルモノナリ依テ無訴權ノ抗弁ヲ為スト云フニアリテ而シテ被告ハ本案ノ弁論ヲ拒ミタリ原告ハ被告ノ妨訴抗弁ハ棄却アリタシト申立テ其陳述シタル要領ハ第一被告ノ抗弁ハ本訴貸借契約ハ法律上無効ナルニヨリ原告ニ訴權ナシトノ事ヲ主張スルモノニシテ即是本案ノ当否ヲ争フコト、ナリ訴訟手續ニ関スル無訴權ノ抗弁トシテ主張スヘキモノニアラス第二本訴ノ請求金ハ單純ナル貸金ニシテ唯其弁陳方法トシテ被告きんノ娼妓營業ニヨリ得タル稼キ高ヲ以テ返金スヘキコトヲ約シタルニ止リ從テ之カ為メニ貸金契約ハ決シテ無効タルヘキモノニアラスト云フノ二点ニアリ

理由

依テ按スルニ民事訴訟法ニ所謂妨訴抗弁ナルモノハ其名ノ示スカ如ク被告ニ於

テ原告ノ起訴ノ不当ナルヲ主張シ之ヲ排斥スルノ謂ニシテ法律カ認メタル起訴条件ノ不適法アル場合ニ之ヲ為スモノナリ彼ノ原告ノ請求権ノ有無ヲ弁難攻撃スル所ノ答弁ト混同スヘキニアラス然ラスンハ訴訟法ニ於テ本案ノ弁論外ニ特ニ妨訴抗弁ナルモノヲ提出スルコトヲ許シタル趣旨ニ副ハス此故ニ妨訴抗弁ノ一種タル無訴権ノ抗弁トハ原告ハ全ク請求権ヲ有セストノ抗弁ニアラスシテ原告ハ普通裁判所ニ起訴スルノ権利ナキモノナリトノ抗弁即訴権ナキモノナリトノ抗弁ナリト解セサルヘカラス蓋シ無訴権ノ抗弁ト云フヲ解シテ請求権ナシトノ抗弁ナリトセンカ請求権ノ有無ハ宜シク本案ノ審理ヲ俟テ始メテ判定セラルヘキモノナレハ是即本案ニ付テノ抗弁ニシテ起訴条件ニ不適法アリトスル妨訴ノ抗弁ニアラサレハナリ然リ而シテ被告カ妨訴抗弁トシテ主張スル所ハ原告ノ請求権ヘ法律上無効ノ契約ニ基クモノニシテ即請求権ナキモノナリト云フニアリテ訴権ナシト云フニ非サレハ本案ニ対スル弁難タルニ止マリ訴訟法ニ所謂妨訴抗弁ノ一種タル無訴権ノ抗弁ニハアラサルナリ以上ノ理由ニヨリ主文ノ如ク判決ス

明治三十三年十二月二十一日

名古屋地方裁判所民事第二部

裁判長判事 山田 豊策

判事 飯田 平助

判事 大場 茂馬

原本ニ依リ此正本ヲ作ル

明治三十三年十二月二十四日

名古屋地方裁判所 裁判所書記 伊藤 種記 印

**文書 5**

答辨書

愛知県名古屋市城代町三十六番戸 平民席貸業

原告	渡辺 ませ
名古屋地方裁判所々属弁護士	
右訴訟代理人	松本宗太郎
全縣全市日ノ出町〇〇番戸 平民無職業	
被告	大熊 きん
全縣全市全町全番戸 平民武力職	
被告	大熊卯三郎
全縣全市全町全番戸 平民無職業	
被告	大熊きやう
安濃津地方裁判所々属辨護士	
右三名訴訟代理人	岩崎 義憲

貸金請求事件之答辨

一定ノ申立

- 一 原告ノ請求ヲ棄却シ且訴訟費用ハ原告ノ負擔タルベシトノ御判決相成度候  
事実
- 二 明治三十一年六月十日頃被告大熊卯三郎ハ貧困ニ迫リ百方術盡キ娘大熊き  
んニ娼妓稼キヲ為サシメント欲シきんハ東京深川洲崎弁天町席貸業梶田菊  
五郎方ニテ貳百四十円ノ前借ヲ以テ出稼娼妓トナレリ而シテ明治三十二年  
二月十七日貳百八十五円五十錢ノ前借ニテ原告方へ轉稼シ該金員ハ前キノ  
抱主梶田菊五郎ト原告ノ間ニ受授シアリタリ
- 三 娼妓稼業ハ一種ノ奴隸賣買ニシテ其娼妓ト席貸主トノ關係ハ恰モ物件ト其  
所有主ニ於ケルモノ、如クニシテ総テノ權利ハ席貸主ニ掌握シテ娼妓ノ自  
由ヲ痛ク束縛シテ其利益を隴断スルモノナリ娼妓ト席貸主トノ間ニ於ケル  
貸借ハ有名無実ニシテ其貸借ハ娼妓抱ヘノ身ノ代金ニシテ換言スレハ人身  
賣買ノ代價ナリ故ニ席貸主ニ於テハ娼妓ガ如何ナル事由ノ到来スルモ其代  
價類ヲ償ハザレバ廢業ヲ為ス能ハザルモノナリシ即チ原告請求スル金額ハ

貸借名義ヲ仮装シタル大熊きんノ身ノ代即賣買代價ニシテ尋常ノ貸借ニアラズ甲第一号証ニ附属シタル甲第三号交換契約証第二項ニ曰ク正業ニ復スル為メ借入金皆済致シ候上ハ席主ニ於テ廢業ニ故障致シ間敷事トアリ其裏面ヨリ之レヲ觀レハ貸金皆済セザレハ席主ニ於テ廢業ニ故障ス即チ貸金皆済セザレハ被告きんヲ生涯無限ニ束縛シテ醜業ヲ繼續強行セシムルノ約旨ナリ従来事實ニ於テ其如ク履行シ來リタルモノナリシヲ偶々客年十月二日内務省令第四十四号ヲ以テ娼妓取締規則發布ニヨリテ被告きんハ廢業シテ自由ノ身トナリタリ該契約其モノハ人身束縛スルノ契約タルヲハ一目瞭然タリ

四 醜業ヲ強行セシムル如キ人權自由ヲ束縛スル如キ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル契約ハ法律上無効タルヲハ勿論正ニ大審院及御廳ノ判例アリテ喋々ヲ要セス民法第九十条ニ該當スル無効ノ契約ナリ因テ被告等ハ原告ノ請求ニ應ズルノ義務ナキモノナリ

立証方法

五 甲第三号証ノ第二項ヲ援用シテ原告ノ要求スル原因タル甲第一号証ハ無効タルヲ立証ス

右本案ノ答辨候也

被告訴訟代理人 岩崎 義憲

明治三十四年三月十一日

名古屋地方裁判所 民事第二部御中

**文書6** (名古屋地方裁判所判決用紙、「名古屋地方裁判所民事部明治卅三年  
四七一号」のスタンプあり)

判決正本

原告愛知縣名古屋市城代町三十六番戸平民席貸業

渡邊 ませ

右訴訟代理人辨護士

松本宗太郎

被告全市日出町〇〇番戸平民無職

大熊 きん

全全市全町全番戸平民武力職

大熊卯三郎

全全市全町全番戸平民無職

大熊きやう

右被告三名訴訟代理人弁護士

岩崎 義憲

右当事者間貸金請求事件審判スルノ如シ

主文

被告三名ハ原告ヘ金百八十七円五十錢ヲ支払フベシ

訴訟費用ハ被告ノ負担トス

事実及理由

原告一定ノ申立ハ主文ノ通りニシテ其事実トシテ原告ハ被告三名及加藤〇〇ノ  
依頼ニヨリ明治三十二年式月十七日金式百八十五円五十錢ヲ貸付ケ其支払ノ方  
法トシテ大熊きんカ原告方ニ於テ娼妓出稼營業ヲ為シ其利得金ノ内ヨリ支弁ス  
ベク若シきんニ於テ廢業ヲ為ストキハ直チニ借金一回ニテ即時返金スベキ約束  
ナリシニきんハ明治三十三年十月ニ至リ娼妓ヲ廢業セリ依テ被告三名及ビ加藤  
〇〇ニ向テ貸金ノ内式百五十円ヲ請求セシ処（加藤）〇〇ニ対シテハ正ニ同人  
ノ負担額六十式円五十錢ヲ支払フベキ義務アル旨判決アリタルニヨリ残ル被告  
三名ニ対シテ其残負担額百八十七円五十錢ヲ請求スル所以ナリト陳述セリ  
被告代理人一定ノ申立ハ原告請求ハ之ヲ棄却ストノ判決アリタシト云フニアリ  
テ其事実ハ原告主張ノ事実ハ凡テ相違ナキモ元來此貸借契約ハ表面上ノ名義ニ  
シテ其實ハきんノ人身ヲ賣買シタルモノニシテ所謂貸金ナル式百八十五円五十

錢ハ其人身代金タルニ過キズ即チ公ノ秩序ニ反キ而テ善良ノ風俗ヲ壞スモノナルガ故ニ無効ノ契約ナリトス故ニ原告カ貸金トシテ之ヲ請求スルハ不法ナリト云フニ在リ

按スルニ甲第一号証ニヨレバ原告主張ノ貸借事實ハ全ク証明シ尽サレ且外形ノ事實ハ被告ニ争ハザル所ナルニヨリ本件弍百八十五円五十銭ノ貸借契約アリタルコトヲ認ムルニ十分ナリトス而シテきんカ其後自由廢業ヲ為シタルヲモ亦被告ノ認メル所ナルガ故ニ甲第一号契約書ノ約旨ニ從ヒ被告等ニ於テ其借金ヲ返弁スルノ義務アルコト勿論ナリ被告代人ハ右貸借ハ表面ノ名義ニシテ其實際ハ人身ノ賣買ナリト云フモ毫モ之ヲ見ルノ証跡ナク殊ニきんノ娼妓營業ハ唯借金返済ノ方法トシテ約シタルニ過キザレバきんニ於テ何等ノ拘束ヲ原告ヨリ受タルヲナク現ニ既ニきんハ自由廢業ヲ為シタルノ事實ヨリ見ルモ人身賣買ナリト云フヲ得ズ而レハ被告ハ此点ヲ以テ返金ヲ拒ムヲ得ズ

依テ主文ノ通り判決ス

明治三十四年三月十三日

名古屋地方裁判所民事第弍部

裁判長判事 大饗英九郎

判事 細野辰三郎

判事 長濱信太郎

原本ニ依リ此正本ヲ作ルモノナリ

明治三十四年三月十一日

名古屋地方裁判所 裁判所書記 中村 生 印

### 文書7

明治三十四年四月八日

貸金請求事件 名古屋地方裁判所ノ判決ニ對スル控訴狀

控訴人 大熊きん外二人訴訟代理人



弁護士 岩崎 義憲

- 一 第一審名古屋地方裁判所明治三十三年第四七一号明治三十四年三月十三日判決
- 一 右判決正本送達明治三十四年三月十九日
- 一 扣訴人住所ヨリ名古屋扣訴院迄距離十二町
- 一 被請求金額百八十七円五十銭

控訴状

愛知縣名古屋市日ノ出町〇〇番戸	平民無職業
控訴人（被告）	大熊 きん
全縣全市全町全番戸	平民武力職
全上（全上）	大熊卯三郎
全縣全市全町全番戸	平民無職業
全上（全上）	大熊きやう
安濃津地方裁判所々属辨護士	
右三名訴訟代理	岩崎 義憲
全縣全市城代町三十六番戸	平民席貸業
被控訴人（原告）	渡辺 ませ

貸金請求事件之控訴

判決表示

愛知県名古屋市城代町三十六番戸	平民 席貸業
原告	渡邊 ませ
右訴訟代理人辨護士	
	松本宗太郎
全市日出町〇〇番戸	平民無職業
	大熊 きん

全市全町全番戸 平民武力職

大熊卯三郎

全市全町全番戸 平民無職業

大熊きやう

右被告三名訴訟代理人辨護士

岩崎 義憲

右当事者間貸金請求事件審判スルヲ左ノ如シ

主文

被告三名ハ原告ヘ金百八十七円五十銭ヲ支払フベシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

事實及理由

中畧

明治三十四年三月十三日

名古屋地方裁判所民事第二部

裁判長判事 大饗英九郎

判事 細野辰三郎

判事 長濱信太郎

原本ニヨリ此正本ヲ作ルモノナリ

明治三十四年三月十八日

名古屋地方裁判所 裁判所書記 丹羽 至

一定ノ申立

一 右判決ノ全部ニ対シ控訴ヲ為スニヨリ該判決全部ヲ廢棄シ被控訴人ノ請求棄却シ且訴訟費用ハ第一、二審共被控訴人ノ負擔タルベシトノ判決相成度候

事實

二 控訴人大熊きんハ父貧困ノ為メ娼妓稼ヲナシ諸所轉輾鞍替ヘノ后明治三十

三年二月十七日被扣訴人方へ抱へラレ其前借ト称スル金額ハ前キノ抱主梶田菊五郎ト被扣訴人トノ間ニ授受シ了リ扣訴人等ハ形式上證書ヲ差入レタルモノナリ

三 抑娼妓ハ一種ノ奴隷賣買ニシテ娼妓ト席貸主トノ關係ハ恰モ物件之所有主ニ於ルト一般総テノ權利ハ席貸主ニ掌握シテ娼妓ノ自由ヲ束縛シ其利益ヲ壟斷スルモノナルヲ一般著名ノ事實ニシテ喋々スルヲ要セサルナリ而シテ其貸借ノ名義ハ有名無実ニシテ其貸借金ト称スル金額ハ娼妓抱へ身代金ナリ換言スレハ人身賣買ノ代價ナリ故ニ從來娼妓ハ如何ナル事由ノ到來スルモ其代價ヲ償ハサレハ廢業ヲナシ能ハザリシヲモ亦公明ノ事實ナリ被扣訴人請求ノ金額ハ娼妓タリシ大熊きんノ抱代金ニシテ尋常ノ貸借ニアラズ貸借名義ヲ仮装シタルモノナリ

四 甲第一号証ヲ閱スルニ云々返済方法ノ義ハ別婚契約証ニ基キ履行云々トアリ別婚契約タル甲第三号交換契約書第二項ニ曰ク正業ニ復スル為メ借入金皆済シ候上ハ席主ニ於テ廢業ニ故障致シ間敷事トアリ其裏面ヨリ觀レハ貸金皆済セザレハ席主ニ於テ廢業ニ故障ス即チ貸金皆済セザレハ被告きんヲ生涯無限ニ束縛シ醜業ヲ繼續強行セシムルノ約條タル明ナル而已ナラス從來其如ク履行シ来リタルヲハ争ハザル事實ナリ被告きんノ自由廢業ヲナシタルハ客年十月二日内務省令第四十四号ノ結果ニヨルモノニシテ甲第一号及甲第三号ノ契約ハ人身ノ自由ヲ束縛スルノ契約ニシテ内務省令ナカリセハ終身きんハ自由ニ廢業スルヲ得ザルモノタルヲハ一目瞭然タリ如斯公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トシタルモノナレハ民法第九十条ニ該当スル無効ノモノナリ因テ扣訴人ハ支払ノ義務ナキモノナリ

#### 新事実

五 原因不正ナレハ結果モ亦不正タルヲハ論理ノ認ムル所ナリ甲第一号及甲第三号ハ元來人身ノ自由ヲ束縛スルノ無効ノ原因ニ成立スルモノナレハ其結果タル金額モ亦無効タルヲ明ナリ内務省令ノ効果ニヨリ自由廢業ヲナスヲ

得タリトテ其以前ニ締結シタル無効ノ契約ノ蘇生スルノ理由ナケレハナリ

立証方法

六 甲第三号証ノ第二項ヲ援用シテ被扣訴人ノ要求ノ原因スル甲第一号ノ無効ヲ立証ス

添付書類

七 控訴委任状

控訴人訴訟代理弁護士 岩崎 義憲

明治三十四年四月八日

名古屋控訴院民事部 御中

**文書 8** (名古屋地方裁判所判決用紙)

明治三四子七二号

判決正本

愛知縣名古屋市日ノ出町〇〇番戸平民

扣訴人 大熊 きん

全所

全 大熊卯三郎

全所

全 大熊きやう

右訴訟代理人弁護士 岩崎 義憲

全縣全市城代町三十六番戸平民

被扣訴人 渡邊 ませ

右訴訟代理人弁護士 松本宗太郎

右当事者間ノ貸金請求事件ニ付明治三十四年三月十三日名古屋地方裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ對スル扣訴審理ヲ遂ケ判決スルノ左ノ如シ

主文

本件扣訴ハ之ヲ棄却ス

扣訴費用ハ控訴人ノ負担トス

事実

控訴代理人ハ一定ノ申立トシテ原判決ヲ廢棄シ被扣訴人ノ請求ヲ棄却ス訴訟費用ハ第一二審共被扣訴人ノ負担タル可シトノ判決ヲ求ムト申立テ被扣訴代理人ハ控訴棄却ノ判決ヲ求メタリ當事者双方ノ事実上供述ハ原判決ノ摘示ニ全シキヲ以テ之ヲ引用ス

理由

甲第一号證ハ扣訴人ヨリ差入レタルモノナルト扣訴人ノ認ムル所ナレハ真正ニ成立シタルモノト認ムヘク之レニ依レハ扣訴人等ハ被扣訴人ヨリ金二百八十五円五十銭ヲ借用シ借主ノ内娼妓稼人タル大熊きんに於テ廢業スルトキハ直ニ返済スヘキ約束ナリシトヲ認ムルニ至りきんノ廢業シタルトハ扣訴人モ亦認ムル所ナルヲ以テ被扣訴人カ本訴ニ於テ右貸金残額ノ弁済ヲ請求スルハ相当ナリトス然ルニ扣訴人ハ右貸借ハ假裝ニシテ其實きんノ人身賣買代金ニ外ナラサレハ無効ノ契約ナリト主張スルモ甲第三号証第二項ニ正業ニ復スル為メ借入金皆済致候上ハ席主ニ於テ廢業ニ故障致間敷事トアルニ依リテ直ニ當事者間ニ於テ貸金未済ノ間ハきんニ對シ醜業ヲ繼續強行スルトヲ約定シタルモノト謂フヲ得ス而シテ甲第一号證ノ貸金ハ娼妓稼ノ所得ヲ以テ返金スル約定タルニ止マリ人身賣買ノ代價ナリト認ム可ラサレハ該契約ヲ無効ナリトスル抗弁ハ其理由ナキモノトス以上証明ノ如ク原判決ニ於テ被扣訴人ノ請求ヲ是認シタルハ正当ニシテ扣訴ハ其理由ナキニ依リ主文ノ如ク判決ス

名古屋扣訴院民事部

裁判長判事	平石 氏人
判事	西 平
判事	村瀬 孝文
判事	多羅尾篤吉

判事 真鍋 十蔵

明治三十四年六月十三日

右原本ニ依リ此正本ヲ作ル者也

明治三十四年六月廿九日

名古屋控訴院 書記 杉山 長孝 印

**文書9**

明治三十四年八月二日

貸金請求事件

名古屋控訴院ノ判決ニ對スル上告状

上告人 大熊さん外二名訴訟代理

岩崎 義憲

民部第一部

三四年（オ）第三九八号

一 第一審名古屋地方裁判所明治三十三年第四七一号明治三十四年三月十三日  
判決

一 第二審名古屋控訴院明治三十四年（子）第七二号全年六月十三日判決

一 右判決送達全年六月廿九日

一 上告人ノ住所ヨリ大審院ニ至ル距離九十五里

一 被請求金額百八十七円五十銭

上告状

愛知縣名古屋市日出町〇〇番戸 平民無職業

上告人（被告人、扣訴人） 大熊 きん

全縣全市全町全番戸 平民武力職

全上（全上） 大熊卯三郎

全縣全市全町全番戸 平民無職業

全上（全上）

大熊きやう

全縣全市城代町三十六番戸 平民席貸業

被告上告人（原告人、被扣訴人）

渡辺 ませ

貸金請求事件

安濃津地方裁判所々属弁護士

右三名訴訟代理人

岩崎 義憲

明治三四（子）七二号

判決正本

（判決文は本稿の文書8と同じであるため翻刻を略す）

一定ノ申立

右判決ノ全部ニ付キ不服ナルニヨリ其全部ヲ破毀セラレタシ

理由

第一点 甲第一号証ノ成立ハ上告人ノ内大熊きんカ娼妓稼ノ為メ前借金ノ原因ニ基キタルモノナルヲハ確定ノ事実ナリ抑我国古来ヨリノ弊習漫漸ノ久シキ娼妓稼業ナルモノアリ此娼妓ト樓主トノ關係ハ奴隸ト主人トノ如ク樓主ノ随意ニ任セ之ヲ驅役稼業ヲナサシメ其収益ヲ隴断シ如何ナル理由アルモ抱代金即身代金ヲ償ハサレハ婚嫁ハ勿論他ノ正業ニ轉スルコト能ハズ又樓主ハ自由ニ第三者へ抱ヘ娼妓ヲ轉賣スル權ヲ有シ娼妓ハ残酷慘憺ナル軌軌ノ下ニ服従スルモノニシテ毫末モ人権ノ自由アルヲナク人道ニ背キ文明ノ主義ニ背馳スルヲ以テ明治五年十月二日第二百九十五号布告を以て人身賣買同様ノ所業トシテ嚴禁セラレタリ其第一項ニ曰ク「人身ヲ賣買致シ終身又八年季ヲ限り其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古来制禁ノ処從來年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公住ヲ為致其實賣買全様ノ所業ニ至リ以テノ外ノ事ニ付自今可為嚴禁事」トアリ其第四項ニ曰ク「娼妓藝妓等年季奉公人一切解放可致右ニ付テノ貸借訴訟總テ不取上候事」トアリ又同日司法省令第二十二号達ヲ以テ二百九十五号布告ヲ敷衍シテ其意義ヲ釈明セリ其第一項ニ曰ク「人身ヲ賣買スルハ古来

制禁ノ処年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實賣買同様ノ所業ニ至ルニ付娼妓藝妓等雇入ノ資本金ハ賍金ト見做ス故ニ右ニヨリ苦情ヲ唱ル者ハ取糾シノ上其金ノ金額ヲ可取揚事」トアリ其第二項ニ曰ク「同上ノ娼妓藝妓ハ人身ノ權利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラズ人ヨリ牛馬ニ物ノ返辨ヲ求ムルノ理ナシ故ニ従来同上ノ娼妓藝妓ハ貸ス処ノ金銀並ニ賣掛滞金等ハ一切償フヘカラサル事」トアリテ娼妓ハ一種ノ奴隸タルヲハ以上ノ法例ニ於テ其事實習慣ヲ証シ得テ明ナリ而シテ該法例發布ノ后遊女屋即妓樓主ヲ席貸主年季奉公或ハ養女名義遊女ヲ娼妓自稼ト改称シ娼妓抱入レ代金ヲ前借金ト更名シ其抱代金即チ前借金額ニハ高利ヲ加算シ又衣類其他種々ノ贅費ヲ娼妓ニ負擔セシメ此等ノ費用ニモ亦高利ヲ加へ月々積算復利ヲ生セシメテ金額ヲ増加セシメ如何程稼ノ収入アルモ其負債ヲ償フ事能ハサルノ手段ヲ以テ娼妓ノ身体自由ヲ束縛シテ無限ニ醜業ヲ繼續セシメツ、アルハ現今ノ事實ニシテ娼妓其モノ、人權ヲ壓抑シテ射利ノ目的ヲ達シ居ルヲハ解放令以前ト異ナラス唯其名称ニ変更ヲ加ヘタル而已故ニ娼妓ニシテ如何ナル理由アルモ其醜業ヲ廢セントスレハ樓主ハ之ヲ拒ミテ其權利ヲ蹂躪シツ、アリタルモ時世ノ進運ニヨリ一昨三十三年十月二日内務省令第四十四号ヲ以テ娼妓取締規則ノ發布ニヨリ始メテ廢業ノ自由ヲ得タルモノナリ而シテ甲第一号証ハ表向形式上普通貸借証ノモノ、如シト雖モ其実大熊きんノ抱代金即チ人身賣買ト同視スヘキモノニシテ貸借名義ヲ仮装シタルモノタルヲハ一目看破シ得ラルヘク娼妓ノ境遇ハ一般ニ社會公衆ノ熟知スル所ノモノニシテ娼妓ト樓主トノ契約即チ甲第一号証ノ如キハ民法第九十条ニ掲ケタル公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トシタル無効ノモノタル論ヲ待ザルナリ然ルニ原院ハ「甲第一号証ハ扣訴人ヨリ差入レタルモノナルヲ扣訴人ノ認ムル所ナレハ真正ニ成立シタルモノナリト認ムヘク云々」説明シテ有効ナラシメタルハ民法第九十条ヲ適用セザル不法ノ裁判ナリ

第二点 甲第三号交換契約証第二項ニ曰ク「正業ニ復スル為メ借入金皆済候上ハ席主ニ於テ廢業ニ故障致ス間敷候事」トアリ此文詞ヲ解釈スレハ借入金ヲ皆



済スルトキハ席主ハ廢業ニ故障セズ借用金皆済セザルトキハ廢業ニ故障スルノ  
 權アリテ娼妓きんに於テハ其廢業ヲ企図スルモ借用金皆済セザル為メ其自由ノ  
 廢業ヲ為ス能ハス即チ金額ノ為メ羈束ヲ受ケ醜業ヲ強行継続セシムルノ意思表  
 示タルヲ分明ナリ即此契約ニヨリテ羈束ヲ受ツ、アリシモノナルヲハ事實ナリ  
 而シテきんノ廢業ハ此契約ノ意思ノ本意ニアラスシテ客年内務省令ノ効果ニヨ  
 リタルモノナリ第一点ニ陳述セシ甲第一号ト甲第三号ト關係シテ共ニ公ノ秩序  
 及善良ノ風俗ニ反スル契約タルヲ明ナリ然ルニ原院ハ「甲第三号証第二項ニ正  
 業ニ復スル為メ借用金皆済候上ハ席主ニ於テ故障致間敷事トアルニヨリ直ニ当  
 事者間ニ於テ貸金未済ノ間ハきんニ對シ醜業ヲ継続強行スルヲ約シタルモノ  
 ト謂フヲ得ス而シテ甲第一号証ノ貸金ハ娼妓稼ノ所得ヲ以テ返金スル約定タル  
 ニ止リ人身ノ賣買代價ナリト認ムベカラス」ト説明シタルハ一般著名ナル事實  
 ヲ無視シテ形式的仮装ノ証書ノ文詞ニ泥ミ根本的ノ事体其モノヲ度外シタルモ  
 ノニシテ亦以テ民法第九十条ヲ適用セサル不法ノ裁判ナリ

第三点 甲第一号甲第三号証ノ如キ契約目的ハ人身賣買ト同視スヘキ娼妓稼業  
 ヲ継続強行セシムルノ意思ニシテ前借金即抱代金ヲ償ハザレハ廢業ヲ許サズ人  
 身ノ自由ヲ勾束スル処ノモノニシテ無効ノモノナリ而シテ御院ニ於テモ已ニ如  
 斯契約ハ無効タルノ判例アリ（明治三十二年（オ）第七十七号事件）又客年内  
 務省令第四十四号娼妓取締規則ニ於テ樓主ト娼妓トノ間貸借ニ関セス自由ニ廢  
 業ヲ為シ得ル立法精神ノアル処ヲ推究スレハ蓋シ明治五年第二百九十五号布告  
 ト同一ノ立法意思ナルヲ推知セラルベシ若シ娼妓ト樓主トノ間抱代金即前借  
 金ヲ訴求スルノ權アリトセハ該内務省令ハ画餅ト同一般樓主ハ此權利ヲ行侵シ  
 テ其廢業ヲ防止スルノ好材料トナリ消極的間接ニ人権保護惡風醜俗改善ノ立法  
 精神モ殆ント其効ヲ失フニ至ラン該契約ノ原因カ不法ノモノナレハ此ニ伴随ス  
 ル貸借ノ如キ亦無効タル論ヲ待ス然ルニ原院ハ以上ノ事由ヲ度外視シテ普通貸  
 借ノ如ク事實ヲ不当ニ認メ第一審ノ判決ヲ是認シテ控訴ヲ棄却シタルハ法律ヲ  
 不当ニ適用シタル不法ノ裁判ナリ

右及上告候也

上告訴訟代理人 岩崎 義憲

明治三十四年八月二日

大審院民事部御中

附属書類

一 訴訟代理委任状

**文書10** (「大審院民事部 明治35年2月1日 34-398」のスタンプあり、「三好長島法律事務所用紙」)

明治三十五年二月一日

貸金請求上告事件之答辯書

被上告訴訟代理人 長島鷺太郎

原 嘉道

答弁書

愛知縣名古屋市日ノ出町〇〇番戸平民無職業

上告人 大熊 きん

全所平民武力職

全 大熊<sup>(ママ)</sup>宇三郎

全所平民無職業

全 大熊きやう

東京市麴町区一番町十一番地弁護士

右訴訟代理人 鵜澤 總明

安濃津地方裁判所々属弁護士

全上 岩崎 義憲

愛知縣名古屋市城代町三十六番戸平民席貸業

被上告人 渡邊 ませ

東京市京橋区加賀町十番地弁護士

右訴訟代理人

長島鷺太郎

全市全区日吉町廿番地弁護士

全上

原 嘉道

貸金請求上告事件ノ答弁

一定ノ申立

本件上告ハ之ヲ棄却ス訴訟費用ハ上告人ノ負担トストノ御判決相成度候

理由

第一点 上告第一点ノ論旨ハ娼妓ト樓主トノ関係ハ事実上奴隷ト主人トノ関係ノ如クナル事明治五年十月第二百九十五号布告ニヨル藝娼妓解放以前ト其以後トニ於テ少シモ異ナル所ヲ見ス而シテ甲第一号証ハ表面形式上普通貸借証ノ如シト雖モ其実人身賣買ト同視スヘキモノニシテ從テ民法第九十条ニ所謂公ノ秩序及ヒ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノナルカ故ニ無効ノ契約タルコト論ヲ俟タサルナリ然ルニ原院ハ甲第一号証ハ扣訴人ヨリ差入レタルモノナルコト扣訴人ノ認ムル処ナレハ眞正ニ成立シタルモノト認ムベク云々ト説明シテ之ヲ有効ナラシメタルハ不法ノ裁判ナリト云フニアレトモ維新以後上告人ノ援用シタル各法令ノ如ク從來ノ人身賣買ヲ嚴禁シタリト雖モ社会衛生上ノ必要ヨリ娼妓ノ自由營業ノ公認シ且貸座敷業ナルモノヲ認メ娼妓ハ必ず貸座敷ニ於テ營業スヘキモノトセリ此制度ノ下ニ在テハ娼妓アレハ必ず貸座敷業者ナカルヘカラサルモノニシテ此二者ハ決シテ相離ルルコトヲ得サルモノナリ故ニ娼妓公認制度ノ可否ハ別論トシ娼妓業者ト貸座敷業者トノ關係ヲ指シテ常ニ人身賣買ナリトスルハ我国ノ娼妓公認制度ニ反スル立論タルヲ免カレス從テ此立論ヲ前提トシタル上告論旨ハ其理由ナキモノト思量ス而シテ娼妓業者ト貸座敷業者トノ間ニ成立シタル特定ノ契約ガ單純ナル貸借ナルヤ將タ人身賣買ナリヤハ一ノ事實問題ニシテ之ヲ判定スルハ事實承審官ノ職權ニ屬ス故ニ原院ハ甲第一号証ハ上告人ヨリ差入レタルモ

ノナルコトハ上告人ノ認ムル所ナレハ眞正ニ成立シタルモノト認ムヘク之ニ依レハ当事者間ニ貸借關係ヲ生セシメタルモノナルコト明白ニシテ此貸借ハ仮装ニシテ其実きんノ人身賣買ニ外ナラストノ上告人ノ主張ハ之ヲ認ムルヲ得スト判定シタルモノナレハ之ヲ人身賣買ナリトスル上告論旨ハ原院ノ職権内ニ属スル事實認定ヲ非難スルモノニシテ上告ノ理由トナラズ

第二点 上告第二点ノ論旨ハ甲第三号証交換契約証第二項ニ「正業ニ復スル為メ借入金皆済致候上ハ席主ニ於テ廃業ニ故障致ス間敷候事」トアルハ借入金ヲ皆済スルトキハ席主ハ廃業ニ故障セス借入金皆済セサルトキハ廃業ニ故障スルノ権アリテ醜業ヲ強行継続セシムルノ意思表示タル事分明ナリ然ルニ原院ハ右甲第三号証第二項ノ文詞ヨリ直チニ当事者間ニ於テ貸金未済ノ間ハきんニ対シ醜業ノ継続強行スルコトヲ約シタルモノト謂フヲ得ス云々ト説明シタルハ一般著名ナル事實ヲ無視シテ形式的仮装ノ証書ノ文詞ニ泥ミ不法ノ裁判ナリト云フニアレドモ甲第三号証第二項ニ「正業ニ復スル為メ借入金皆済候上ハ席主ニ於テ廃業ニ故障致ス間敷候事トアルモ之ヨリシテ論理上必スシモ借入金皆済セサルトキハ廃業ニ故障スルノ権利アルコトヲ定メタルモノト解スルコトヲ得ス此権利アルヤ否ヤハ法令ノ規定ニ依リ定マルヘキモ此権利アル場合ニ於テモ尚ホ之ヲ行使セサルコトヲ特約シタルモノタルニ過キズ加之本件ニ於テハ原院認定ノ如ク借主ノ中娼妓稼人タル大熊きんニ於テ廃業スルトキハ直チニ返済スベキ約定アリシモノナレハ大熊きんハ借入金皆済以前ニ廃業スルコトアルヘキコトヲ予想セラレタル事實ナルヲ以テ借入金返済セサル間ハ被上告人ニ於テ故障ヲ唱ヘ醜業ヲ継続強行スルノ意思表示ニアラサルコト明カナリ故ニ原院ノ認定ハ何等違法ノ廉ナク上告人ノ攻撃ハ其当ヲ得ズ

第三点 上告第三点ノ論旨ハ甲第一号証及甲第三号証ノ契約ハ人身賣買ト同視ス可キモノニシテ前借金即抱入金ヲ償ハサルハ廃業ヲ許サス娼妓稼業ヲ継続強行セシムルノ意思ナルカ故無効ノモノナリ之ニ反シテ若シ樓主ニ於テ前借

金ヲ訴求スルノ権アリトスレハ其結果三十三年内務省令第四十四号娼妓取締規則ニ於テ娼妓自由廃業ヲ許シタル立法精神モ殆ント其効ヲ失フニ至ルベシ然ルニ原院カ之ヲ普通貸借ノ如ク認メ有効ナリト解シタルハ不法ノ裁判ナリト云フニアルカ如シト雖モ

是レ上告第一点及第二点ト全ク其趣旨ヲ同フスルモノニシテ上告ノ理由トナラサルコト既ニ弁明シタルカ如シ又上告人ノ援用スル内務省令ハ娼妓トナルベキ者カ金円ヲ借り受ケ娼妓稼中ハ稼高ヨリ弁済ヲ為シ全部弁済前ニ廃業シタルトキハ一時ニ皆済スルコトヲ約スルコトヲ禁止スル趣旨ヲ包含スルモノニ非サルヲ原院ノ認定シタル事実ト何等ノ関係ナク以テ上告人ノ所論ハ其当ヲ得サルモノトス

第四点 上告擴張ノ要旨ハ（イ）甲第一号証ハ善良ノ慣習ニ反スル行為即チ娼妓稼ノミヲ以テ弁済方法ト定メタル貸借契約ニシテ從テ娼妓稼業ヲ以テ其要件即チ目的トナス所ノ法律行為ナリト主張シ甲第三号証第二項ニ「正業ニ復スル為メ借用金皆済候上ハ席主ニ於テ廃業ニ故障致間敷事」トアルハ即チ右契約ノ不履行ヨリ生スル損害賠償ノ性質ヲ有スルニ止マル即チ其損害ヲ賠償スレハ正業ニ復スルコトヲ得ルモノト定メタルモノニシテ甲第一号証ニ「借主ノ内稼人廃業又ハ稼損及他借其他ノ原因ニ抛リ貴殿ニ損害アリト御認メ請求アルトキハ其日ヲ以テ返期トシ速ニ元利返金可仕候」トアルハ此意義ヲ明ニシタルモノナリト云フニアルカ如クナレトモ

斯ル論旨ハ原院ニ現ハレサルモノナルノミナラス既ニ第一点ニテ弁明シタル如ク娼妓ノ自由営業ハ公認セラル、処ニシテ其レ自身不法ナルニアラス只他人カ本人ノ意思ニ反シテ娼妓ノ如キ醜業ヲ強制スルハ善良ノ風俗ニ反スルモノタルヲ免レサルノミ而シテ本件ニ於テ原院ノ認定スル処ハ上告人三名ハ被上告人ヨリ金円ヲ借受ケ其返済方法トシテ借主ノ一人大熊きんカ被上告人方ニ於テ娼妓稼業ヲ為ス間ハ其所得ヨリ漸次ニ返済スヘク又全部皆済期ニ廃業スルトキハ直チニ全部弁済スヘキ約定ナリト謂フニ在リテ上告人ノ唱フルカ

如ク必スシモ娼妓稼ノミヲ以テ弁済方法ト定メタルモノニ非ス即チ其貸借ハ  
通常ノ貸借ニシテ大熊きんノ娼妓稼高ヨリ弁済スルハ全人カ任意ニ娼妓營業  
ヲ為ス間ニ止マレリ而シテ全人廢業スルトキハ被上告人ハ期限ノ利益ヲ失フ  
ニ至ルト雖モ大熊きんヲシテ醜業ヲ強テ繼續セシムルノ約旨ニ非サルカ故ニ  
上告論旨ハ必竟原院ト証書ノ解釈ニ付意見ヲ異ニシ自己ノ意見ニ基キ本件当  
事者間ノ契約ノ効力ヲ論定スルモノナレハ上告ノ理由トナラス（ロ）上告人  
ハ又娼妓稼業カ善良ノ風俗ニ反スルヤ否ヤハ本件勝敗ノ決着点ナルニモ係ハ  
ラス原院ハ之ニ関シ何等ノ判断ヲ下サル、ハ理由不備ノ缺点アリト主張スレ  
トモ

既ニ述ヘタル如ク娼妓營業自身ハ國家ニ於テ公認スルモノナルヲ以テ國家ハ  
之ヲ以テ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルモノト見做シ居ルコトハ明白ナ  
リ只タ他人カ本人ノ意思ニ反シテ之ヲ強制スルヲ許サ、ルノミ而シテ原院ハ  
既ニ前段弁明ノ如ク甲第一号証ノ約旨ハ貸金未済ノ間ハ大熊きんに對シ醜業  
ヲ繼續強行スルモノニ非スト認メ全人カ自由ニ娼妓稼ヲ為ス間其所得ヲ以テ  
返金スル約定タルニ止マルモノトシタルモノナレハ特ニ娼妓稼カ善良ノ風俗  
ニ反スルヤ否ヤヲ説明スル必要ナシ故ニ此点ニ関スル上告人ノ攻撃モ亦上告  
ノ理由トナラス

右及答弁候也

右

明治三十五年二月一日

長島鷺太郎 印

原 嘉道 印

藍川 清成 代印

大審院 第一民事部御中

\* 本研究は、JSPS 科研費 JP18K11898の助成を受けたものです。

注

- (1) 『小沢資料』は、本連載の第1回目（「小澤三郎編 U. G. マーフィー（モルフィ）関連自由廃業運動史料(1)―マーフィーによる最初の自由廃業訴訟に関する史料と娼妓・佐野ふでの手紙」『キリスト教社会問題研究』第69号、2020年）に紹介した通り、第1綴から第3綴までと「雑」との4部構成になっている。そのうち第1綴の全てと第2綴の約35%が、本稿で紹介する娼妓・大熊さんの自由廃業をめぐる貸金請求事件についての書類である。
- (2) 前掲「小澤三郎編 U. G. マーフィー（モルフィ）関連自由廃業運動史料(1)」。自由廃業運動の概略については、拙著『性を管理する帝国―公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』第5章（大阪大学出版会、2017年）、拙稿「自由廃業運動と救世軍の日英関係」（『キリスト教社会問題研究』第68号、2019年）、参照。
- (3) 『大審院民事判例録（縮刷版）』第3巻、新日本法規出版、1966年、89-90頁。
- (4) 沖野岩三郎の『娼妓解放哀話』（中央公論社、1982年（原著は1930年））では、大熊さんの事件について「〔大熊側の弁護士である〕岩崎氏も最大の努力を尽して、明治33年12月12日から明治35年2月6日まで、15ヵ月の日子を要して争い尽した」と記されているが（75頁）、『小沢資料』によれば、岩崎義憲弁護士が本事件に関与したのは、1900（明治33）年12月10日より前からのことであり、最終審も1902（明治35）年2月21日のことであった。
- (5) 「廃業せんとし説諭で帰楼す」『新愛知』1900年10月25日5面。
- (6) 同前。
- (7) 前掲『娼妓解放哀話』75-76頁。
- (8) 「自由廃業事件の上告」『婦人新報』第58号、1902年2月25日、7-8頁。
- (9) 「新地の勝訴祝い」『新愛知』1902年3月5日5面。
- (10) 「醜業婦に関する建白書を紹介す」『婦人新報』第67号、1902年11月25日、3-5頁。この「建白書」の内容を記した覚書が『小沢資料』の中に含まれているが、その内容は既に『婦人新報』第67号の記事に転載されているため、本稿ではその翻刻を省くこととする。
- (11) 前掲注3。
- (12) 同前。
- (13) 「廓すゞめ」『新愛知』1902年3月1日5面。
- (14) 本稿Ⅱで史料を翻刻して掲載するにあたっては、個人情報保護の観点から、住所地の町名以下の記載等を伏せ字（○○）とした。

（第20期第2研究会による成果）